

## 参考1 麻しん発生時の学校の閉鎖について

### 【学校の閉鎖が求められる状況】

次に示す状況は、感染の拡大が危惧されるため、学校の設置者は学校長及び学校医・保健所等と協議し、学校の一部または全部の閉鎖を決定する必要がある。

- 同一感染源によると考えられる施設内の麻しん患者発生が複数認められた場合
- 発生が1名であっても周囲に対しての感染力がある期間に登校・出勤し、閉鎖空間に免疫を保有していないと考えられる者が複数集まる機会があった場合 など

### 【決定に際し、参考にすべき情報】

- ①麻しんを発症した児童生徒・職員に関する情報（症状や発症日など）
- ②当該児童生徒・職員の発症後、教室や体育館など閉鎖空間を共有した可能性のある児童生徒・職員に関する情報
- ③その他の児童生徒・職員の健康状態に関する情報  
欠席者を把握し、その欠席理由として麻しんと診断されているものの有無を確認する。  
また、欠席していなくても発熱、発しん、せき、鼻水、目の充血など麻しんを疑わせる症状を有する者が他にいないかを把握する。
- ④近隣地域での麻しん発症に関する情報
- ⑤在籍する児童生徒・職員の麻しんの免疫状態に関する情報  
発生時にこの情報を把握していない場合には、至急、在籍する児童生徒・職員の麻しん罹患及び予防接種に関する情報を収集する。

### 【閉鎖期間の設定】

麻しんの潜伏期は約10～12日間であり、閉鎖する期間を決定する際には、潜伏期の長さを考慮する必要がある。閉鎖期間が潜伏期の期間以下である場合には、再開時に発症者が続出する危険があるため、閉鎖期間は潜伏期以上の期間とすることが望ましい。

### 【閉鎖する期間を14日未満とする場合】

- 麻しんの潜伏期から考えると、再開時に発症者が続出する可能性があるため、閉鎖期間に「麻しん予防接種を未接種かつ麻しん未罹患のすべての者および接種歴罹患歴の不明な者」が麻しんの予防接種を受け、再開時に発症者が出ても、その他の者は確実に免疫をもっている状態にすることが前提となる。
- この場合、麻しん予防接種を受けてから免疫がつくまで、一定の期間必要であるため、予防接種の実施は閉鎖後早期に行うことが望ましい。
- 学校は再開に先立ち、麻しん予防接種を未接種かつ麻しん未罹患の者および接種歴罹患歴の不明な者が麻しん予防接種を受けたことを確認する必要がある。

### 【閉鎖中の生活に関する児童生徒に対する指導】

- ①毎朝検温をするなど体調管理につとめるよう指導する。